

( 質疑応答 )

質問 1 : ( 西条市 )

平成 9 年の改正河川法では、治水、利水に環境が追加されております。新規事業のある河川やダムでは、改正河川法の考えが取り入れられていると思います。黒瀬ダムのように、平成 9 年以前に出来たダムにおきましては、まだ平成 9 年の改正河川法の考え方が生かされていないところが多いと思います。改正河川法にも経過措置があると思いますが、河川法改正以前に出来たダム等についても「河川整備基本方針」の見直しをするべきと考えておりますが、国としては二級河川も含めどのようにお考えなのかご教示ください。

回答 1 : ( 嘉田 国土交通省四国地方整備局河川管理課長 )

平成 9 年の改正後、実は国のほうも「基本方針・整備計画」の作成計画を既にやっておりますが、10 年経ってもなかなか遅々として進んでいないのが実情です。当四国地方整備局の中で所管する 8 本の河川、水系がありますが、基本方針が出来ているのは 6 本、残り 2 本は出来ていません。整備計画に至っては、変則ですけれども(出来ているのは)3 つです。今、一生懸命作業している最中です。国のほうでも急いでという話がありまして、努力はしていますが、先ほどの正常流量の説明もさせていただきましたが、こと細かく調べる必要があります。あと、(法改正から)10 年をかけるのかという話があるかと思いますが、実態としてはそういったものを再度検討しないといけないだろうということになっておりまして、なかなか進んでいないのが現実かなと。二級河川については、国は認可の立場をとらせていただいております。各県さんのご方針ということになるかと思います。「ご努力されている」とは聞いておりますので、特に愛媛の話は、愛媛県のほうにお伺いしていただければと思います。

質問 2 : ( 西条市 )

近年の気候変動により、市民が、地下水位の低下や地下水の塩水化を一番心配しているというのを、我々は聞かされます。河川の流れ、表流水との因果関係について、河川管理者は認めにくいと思うのですが、どのような調査をし、データーを揃えれば、明らかになってくるのかということをご教示願います。

回答 2 : ( 嘉田 国土交通省四国地方整備局河川管理課長 )

例えば、所轄の河川でそういう調査をするとなれば、ボーリングして井戸で水系をつけないといけません。どこまでやるかについては、学識の先生にもご相談していただくというのが一番わかりやすいかと思います。地形の話もありますし、何ともいえませんが、扇状地地形なのかデルタなのか、そういったことによって地下水の挙動がどうなっているのかということはみえてきます。山側から供給されているのか、川側からなのかということも含めて見ないといけないのかなと思っています。普通、河川から全部いっているという場合もありますが、そうでない場合もあります。山側から供給されている場合もありますので、そこら辺りは、河川水の水位計の状況、地下水水位計を付けて頂いてそれを見る。既にあるのであれば、そのデーターを使い、コンター図(水位等高線)みたいなものを描いて、季節ごとにどうなるのかということのを調べていけばいい

と思います。

塩水化については、塩分濃度を測るものが、ボーリングの孔を使えば出来ますので、採水していただいてチェックをするということかと思います。

質問3：(西条市)

先ほどのかんがい期の説明がありましたが、西条市では、稲作品種の変更により、かんがい期の時期が早まっているという現実があります。平成17年の渇水の時には、稲作に困った経験があります。かんがい期の設定(取水期間)の見直しについて、ダムの管理規定の中にあると思うのですが、見直しをされた例が四国内にあるのかどうかと、もし見直しを要望していくためには、どのような調査が必要なのかというのをご教示ください。

回答3：(嘉田 国土交通省四国地方整備局河川管理課長)

前倒しの話はよくあります。先程説明した、吉野川の場合でも、北岸用水というのが徳島県で取水しているのですが、そちらの方で要望がありました。水源は早明浦ダムひとつしかない中で、その中でやりくりができるかどうか。前出し(期間を前に)することは、後ろも早まることになるという話になりますよね。後ろも要るといわれるとすごくつらいのですが。全体の取水パターンをチェックして頂いて、それでダムの運用計算をして頂いて、入るのか入らないのか、要はここで考えられている前後がありますよね。そういったものの中で、きちんと入っていれば出来ます。その上で、先ほど言いましたように他の利水者に影響があるのかないのか、河川維持流量に対して影響があるのかないのか、そういったところをパターンで見えていかないといけないと思います。

調査については、前へ動かす時の取水量の妥当性ということになりますので、田んぼの耕地面積がどれくらいあって、水田の減水深、水を入れた時にどれくらい減っていくと、そういったもので必要水量を出していきますので、その妥当性をチェックすることになります。実際の許認可の話は愛媛県になりますので、愛媛県のほうに聞いていただけるとわかると思います。

質問4：(西条市)

今、お話を伺ってみますと、新たな水利権の許可は、河川管理者が許可するというお話ですが、この許可にあたり平成9年の改正(河川)法が適用されるものと、正常な維持流量が確定して、その上で新たな水利権を与えられるかどうかをきっちりと証明して許可すると、要するに新河川法が当然適用されると理解したのですが、よろしいですか。

また、新しい水利権者、水をほしいという人が出た場合、正常流量について、維持流量を河川管理者が定めるのか、それとも新たに取水しようとする者が、新たに取水することが可能であることを証した資料として、河川管理者へ提出するのどちらなのか、ご教示ください。

回答4：(嘉田 国土交通省四国地方整備局河川管理課長)

水利権自体はですね、改正河川法というわけではなく、昭和39年に出来ている河川法の中で既に決められているものです。当然その時にも、維持流量の話については入っていると理解して頂いていいと思います。古いダムでもそういうことで、河川の正常流量という概念は昔からあり

ます。平成 9 年に出来たわけではないのです。昭和 39 年の時にも既にあって、「工事实施基本計画」の中に、流水の正常な機能の維持の項目は実はあるのです。平成 9 年は、それを「基本方針」と「整備計画」に分けています。それは遠い将来の目標と、近々に、例えば 30 年とか 20 年とか、その間で達成すべき目標と二つに分けたのです。そういうことになっていますので、もともとの正常流量の考え方は昭和 39 年時点です。ですから水利権自体は、最初にもちょっとお話しましたが、新たに確保したいという方は、既得の人の了解を取ってくださいと。なぜそのようになったのかというと、水利権の制度は、昔は血で血を洗うようなことがあったと聞いてはおりますが、今はそういう世の中ではないです。円満に皆さんが水を取って頂くというのが大原則です。そうなるために、十分な話し合いをして頂いて、同意を取って頂く。これは昭和 39 年の河川法以来変わっておりません。正常流量の話もそうですが、川に対してのほかの話は、当然河川管理者が判断すべきものです。当地の事情は詳しくは承知しておりませんが、通常、ある段階で決めてあるということであれば、それなりの検討はされているのであろう。それをベースに話しをされていくのは、ある程度やむを得ない話です。ただ劇的に状況が変わるとかですね、そういったことがあるかどうかについては、十分に継続的な調査をしてチェックをするということは必要かと思えます。全くそれを否定するというわけではないです。

二つ目のご質問で、「誰が作るのか？」についてですが、基本的に維持流量の部分は、河川管理者が当然判断して決めるべきだと思います。川というのは河川管理者が、一番良くなるようなつもりで作っているなと感じます。なかなか(うまく)いかない部分もありますが、そういう思いを込めて作ったものです。うち(国)の場合は、そういった考えで作っています。そういったものの考えの中で、新たに水利権を付与できるかどうかについてはチェックをする。ですから、「申請者が維持流量のことを」というのはありえません。